



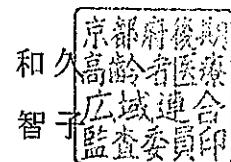
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月6日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 川村
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 関谷



(別紙)

京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査執行年月日

令和元年11月18日 から 令和元年12月17日 まで

2 監査の対象

各種調達に係る契約事務について

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務の執行のうち、主に10万円以上の各種調達に係る契約事務が関係法令に則し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査にあたっては、関係帳簿、証拠書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行った。

4 監査結果

(1) 契約事務の概要

- ① 契約の件数（令和元年11月18日現在）
40件

② 契約の内訳

締結年度	随意契約	一般競争入札
令和元年度	25件	8件
平成30年度以前 (長期継続契約)	5件	2件

③ 主な内容

事務所賃借 公舎賃借 事務所清掃
電算処理システム運用保守 電算処理システム機器リース
診療報酬明細書点検 療養費支給申請に係る内容点検
被保険者証作成 封入 周知リーフレット印刷 通知書作成 など

(2) 監査結果

【指摘】

① 公舎に係る支出負担行為額について

公舎（民間借上げ）に係る賃料の支出負担行為は、平成31年4月1日に12か月分の金額で行われている。

賃貸借契約書を確認すると、賃料の支払期日は、毎月月末までに翌月分を支払うとされている。よって、令和2年3月で契約期間が満了するものは、平成31年4月1日において賃料の11か月分（令和元年5月分から令和2年3月分まで）の支出負担行為とすべきであり、訂正されたい。

② 平成31年度における医療保険者等向け中間サーバー等の運営負担金及び「全国町・字ファイル」データ提供業務（年会費（一般事業負担金））の支出負担行為兼支出命令票について

京都府後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という。）は、他の医療保険者等と共に、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が共同して設置、運営、保有している医療保険者等向け中間サーバー等を利用するための費用として、運営負担金を支払う協定書を締結し、支出科目を委託料として支出している。

また、「全国町・字ファイル」データ提供業務（年会費（一般事業負担金））は、当広域連合が、地方公共団体情報システム機構が行う調査研究や情報提供等のサービスを受けるため、支出科目を委託料として支出している。

委託料とは、当広域連合が行う事務事業について、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせた場合に支出するものである。しかし、それぞれの起案文書等を確認すると、当広域連合が、当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出することから、負担金として支出するものである。よって、いずれも、支出科目は、委託料ではなく負担金とすべきであり、歳出予算科目を見直されたい。

【意見】

① 岁出予算科目について

当広域連合と京都府国民健康保険団体連合会（以下「京都府国保連」という。）とは、京都府国保連が積み立てる電算処理業務機器積立金の一部を負担するため協定書を締結しており、当広域連合は、診療報酬明細書審査支払事務1件につき11円67銭を電算処理業務機器積立金に係る審査支払手数料として役務費から支出している。役務費とは、地方公共団体の受けた人的なサービスの提供（より人的であること）に対して支払われる費用である。

電算処理業務機器積立金は、審査支払手数料の一部であるとの観点から役務費で支出されているが、協定書を確認すると、電算処理業務機器の費用を一部負担することが目的であり、支出科目としては、負担金であると考えられるので、歳出予算科目を精査されるよう努められたい。

② 隨意契約について

地方公共団体の契約においては、一般競争入札が原則であるが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2、京都府後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第3号）第86条に該当する場合は、随意契約によることができる。

公舎の賃貸借契約に係る起案文書を確認すると、随意契約理由及び法的根拠の記載がなされていない。また、「全国町・字ファイル」データ提供業務に係る起案文書を確認すると、一部不明瞭な記載が見受けられる。

起案文書には、随意契約を行う客観的理由や法的根拠等を明確に記載するよう努められたい。

③ 一般競争入札について

一般競争入札の実施については、京都府後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）に基づき掲示場に掲示するとともに、ホームページにて周知を図っている。しかし、結果として、入札者が1者となっている事例もあり、入札参加者を増やすためにも、入札に参加しやすい工夫を図られるよう努められたい。